

対 EU 麻痺性貝毒機器分析認証標準物質の 選定・入手・運搬・維持等の方法

青森県環境保健センター

一般財団法人 日本食品検査

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所

作成日：2022年3月15日

1. 趣旨

農林水産省輸出・国際局から委託された令和3年度輸出環境整備推進委託事業（EU向け二枚貝輸出に係る体制整備事業）において、EUからの二枚貝に含まれる麻痺性貝毒検査に関するSPS通報に対応するため、麻痺性貝毒認証標準物質の選定や入手・保管管理に関しては、本要領に定めるところによるものとする。

2. 麻痺性貝毒認証標準物質の選定

(ア) 貝毒認証標準物質の選定方法

機器による分析に用いる貝毒認証標準物質は、SPS通報により検出対象となっている成分のうち、検量線を作成するものとする。

* SPS通報により検出対象となっている成分はすべて分析対象とする必要がある。代替検量線により定量を行う成分については、定性確認用の標準物質を用意する。

(イ) 分析方法

分析機器には、超高速液体クロマトグラフィー-タンデム質量分析装置（UHPLC/MS/MS）を使用する。この場合、Selected Reaction Monitoring (SRM) トランジションには、既存の15成分（C1/C2, C3/C4, GTX1/GTX4, GTX2/GTX3, GTX5, GTX6, dcGTX2/dcGTX3, NeoSTX, dcSTX, STX）のほか、dcNeoSTX (dcNeo)を設定する。設定には、Boundy et al., *J.Chromatogr. A* 1387 (2015) p1-12を参照するとよい。

(ウ) 二枚貝試料の選定

分析に用いる二枚貝試料は、原則的にホールボディーを用いる。

3. 麻痺性貝毒認証標準物質の入手

(ア) 入手先

貝毒認証標準物質は、国際的には、National Research Council Canada (NRCC) またはCIFGA (Spain) で製造・販売している。

(イ) 入手方法

入手方法は二つあり、国内では代理店（関東化学株式会社）を通して購入するか、直接製造元に発注するかである。関東化学株式会社からは、C1/C2, C3/C4, GTX1/GTX4, GTX2/GTX3, GTX5, GTX6, dcGTX2/dcGTX3の12成分を購入することができる。STX及び、ロットによるがSTXが混入するNeoSTX, dcNeoSTX, dcSTXは国内販売をしていない。STXを含むこれら標準物質については、別途経

済産業省の手続きを経て入手する。経済産業省の手続きについては、**6. サキシトキシン（STX）の取り扱い**を参照すること。機構の配布する標準物質（NeoSTX、dcSTX）については**4.（国研）水産研究・教育機構の保有する国内向け麻痺性貝毒標準物質の入手**を参照すること。

それぞれの入手先 URL は以下のとおりである。

・関東化学

貝毒分析用標準物質

https://products.kanto.co.jp/web/index.cgi?c=t_product_table&pk=115

同ページ内にあるパンフレットの PDF を入手することで製品を発注できる。

毒素等の試薬ご購入に際して

<https://www.kanto.co.jp/houki/houki09.html>

また、貝毒認証標準物質を入手する際には、毒素に関する確認証と譲受証を提出する必要があり、同上 URL から必要書類をダウンロードし、記入する。

・National Research Council Canada (NRCC)

List of CRM products / Registry of documentation

<https://nrc.ca/en/certifications-evaluations-standards/certified-reference-materials/list#crm-product-list>

同上 URL から、ページ中段くらいにある、Application fields: Food Safety, Analyte groups: Algal toxins を選択すると、麻痺性貝毒を含めた貝毒認証標準物質が表示される。

・CIFGA (Spain)

Marine Toxins CRMs

<https://cifga.com/13-crms>

同ページ内に表示される貝毒認証標準物質のうち、麻痺性貝毒のものを選択する。

(ウ) 受け渡しの確認

関東化学から購入する際には、上述（イ）から確認証と譲受証を入手し、購入前に毒素に関する確認証と譲受証に必要事項を記入し、関東化学に提出する。その後、確実に受け渡し確認がなされる。これら STX を含まない標準物質については**5.**

麻痺性貝毒認証標準物質等の保管・管理に従って保管管理を行い、STX を含むものについては **6. サキシトキシン (STX) の取り扱い (保管、廃棄、管理方法含む)** に従って保管する。

一方、海外製造元から直接購入した場合は、毒素に関する確認証と譲受証などはない。

4. (国研) 水産研究・教育機構の保有する国内向け麻痺性貝毒標準物質の入手

(ア) 対象となる麻痺性貝毒標準物質

STX を含まない NeoSTX と dcSTX を対象とする。認証値がない試験研究用であり、機器のセットアップは可能であるが、検査結果を保証することはできない。

(イ) 入手方法

両者を混合した標準物質は、国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 水産物応用開発部 安全管理グループから入手可能である。入手先情報を以下に示す。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 水産物応用開発部 安全管理グループ

住所：236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4

電話：045-788-7630 FAX：045-788-5001

担当者：松嶋良次 (matsur@affrc.go.jp), 渡邊龍一 (watanabe_ryuichi73@fra.go.jp)

(ウ) 受け渡しの確認

搬送元（水産機構）と配布先機関（搬送先）は取扱責任者を指定して搬送票にて受け渡しの確認を行う。

(エ) 諸注意

添付資料の貝毒標準品の配布・管理要領(平成 23 年度海洋生物毒安全対策事業)を参照。

5. 麻痺性貝毒認証標準物質等の保管・管理

(ア) 保管方法

標準物質等を入手した機関は、STX を含む標準品については **6. STX の取り扱い**に準じて保管・管理を行う責任者を指定して適切に保管・管理を行うものとする。標準物質等については添付書類に記載の方法に従うものとする。

標準物質等は遮光して冷凍（-18°C以下）した状態で保管することとする。なお、

一度解凍した標準物質は冷蔵にて保管する。

(イ) 保管場所

STX 及び STX が混入する認証標準物質を除き、一般的な標準物質等の扱いに準ずる。

(ウ) 管理方法

購入または配布された標準物質等の譲渡は行わない。

(エ) 廃棄方法

機器分析に使用するため、解凍等した標準物質等を廃棄する場合は、1 M NaOH を等量加え、一晩放置したのちに廃棄する。

または、次亜塩素酸ナトリウム溶液（有効塩素濃度：5%以上、アルカリを含むもの）をビーカー等の容器容量 2 割程度まで入れ、そこに少量ずつ、STX 溶液を滴下し、攪拌する。一時間以上放置し、アルカリ廃液として廃棄する。これら作業はドラフト内で行う。

6. サキシトキシン (STX) の取り扱い（保管、廃棄、管理方法含む）

（概略）STX は「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（化兵法）」に規定された特定物質であり、化兵法に基づいて取り扱う必要がある。STX を入手するにあたり、使用許可証を持たない機関が新たに取得する場合、使用許可申請書（数量・目的・時期・場所・取得方法等）と使用方法、保管方法等の書類を添えて経済産業省製造産業局化学物質管理課（以下）に申請する必要がある。

連絡先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学兵器・麻薬原料等規制対策室特定物質担当

TEL：03-3580-0937

新規に使用許可を取得した機関あるいは、既取得機関が STX を海外から輸入する場合には、外為法の手続きを行う必要があるため、申請書を揃えて電子申請する。この際相談窓口は以下の通りである。

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課 化学品担当

電話：03-3501-1659

E-MAIL：boueki-chemical-soudan@meti.go.jp

輸入した STX については、鍵のかかる保管庫での保管が必要である。また、STX を使用した際には、使用数量を帳簿に記帳し、記録として残しておくとともに、使用実績届を 2 週間以内に経産省の担当課に提出する必要がある。また、事業所内の緊急連絡および管理体制、STX の保管管理規定の整備、STX の管理体制（通常と有事の両方）を整備しておく必要がある。

廃棄する場合にも、帳簿を作成し、記録として残しておく。廃棄方法についても規程を定めておく必要がある。経産省がマニュアル（参考資料ア）を作成しているので、それを入手し、参考にする。

必要に応じて、立入検査が実施される。特定物質の保管状況や、使用に係る記録の作成状況、許可申請書や届け出内容との整合性等の確認が行われる。事前に日程調整をしたうえで、査察内容に関する通知を受けて資料を準備する必要がある。

詳しくは、添付資料「20220120 化兵法手続きについての質問に対する回答」を参照のこと。* 経済産業省の担当課に確認し、指示に従って作成すること。

(ア) 新規許可申請の方法

質問 1 を参照のこと。

(イ) 海外から STX を入手・移送する際の手続き

質問 2 を参照のこと。また、平成 18 年にある機関が FDA から STX 標準品を入手した際の資料を参考として添付する。

(ウ) 国内で STX を入手・移送する際の手続き

質問 3 を参照のこと。

(エ) STX の使用に関する報告義務等

質問 4 を参照のこと。

(オ) STX の廃棄方法

5. 麻痺性貝毒認証標準物質等の保管・管理の廃棄方法に準じる。

7. 添付資料

20220120 化兵法手続きについての質問に対する回答.pdf

貝毒標準品の配布・管理要領（平成23年度海洋生物毒安全対策事業）

関東化学株式会社：確認証、譲受証

H18年FDA-STX入手資料

経済産業省：化学兵器禁止法施行規則 様式、輸入（承認・割当）申請書、特定物質譲渡し関係事項記載書、特定物質使用許可番号記載書

8. 参考資料

(ア) 経済産業省：化学兵器禁止法に規定する特定物質廃棄マニュアル（サキシトキシン）

20220120 化兵法手続きについての質問に
対する回答

質問 1：STX の使用許可を持たない機関が、新たに使用許可を取得する場合の手続きについて教えてください。

(回答)

サキシトキシンは、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年 4 月 5 日法律第 65 号）（以下、化兵法という。）の「特定物質」に該当することから、法第 10 条第 1 項の使用許可が必要となります。

使用許可を取得する場合は、使用許可申請書に「使用をしようとする特定物質の取得方法」（法第 10 条第 2 項第 5 号のその他経済産業省令で定める事項）及び、施行規則第 7 条第 3 項各号で掲げる書類（物質ごとの使用方法、保管方法、欠格事由に該当しない説明、定款、等）を添えて申請をお願いいたします。

(参考) 経済産業省 HP 化学兵器禁止法等

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/domestic.html

様式（様式 5 使用許可申請書）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/CWPA_Youshiki_2020.pdf

連絡先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学兵器・麻薬原料等規制対策室 特定物質担当

TEL：03-3580-0937

質問 2：（質問 1 で新規取得が可能な場合および既取得機関）新たに STX の使用許可を取得することが可能な場合および既取得機関において、STX の認証標準物質を海外から購入したいと考えています。購入および移送に必要な手続きについて教えてください。

(回答)

海外からの購入、移送は、化兵法上は輸入、所持、譲受け、譲渡し、運搬として規定しています。また、化学兵器禁止条約上の手続きも必要となります。

(1) 化兵法等の手続き

① 輸入手続

サキシトキシンを輸入する場合は、化兵法第 13 条により、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律 228 号）第 52 条の規定による輸入の承認を受ける義務が課されています。この輸入の承認は、許可使用者に譲り渡すために、又は、許可使用

者自らが、その使用に係るサキシトキシンを輸入する場合でなければ、承認が行われないこととなっておりますので、ご注意ください。（法第14条第2項）

具体的な外国為替及び外国貿易法の手続については、経済産業省のHPに紹介されておりますので、ご確認ください。

（参考）経済産業省HP 貿易管理 化学兵器禁止法関連物質の輸入

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/13_kagaku/kagakuheiki.html

連絡先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 化学品担当

TEL：03-3501-1659

② 所持、譲り渡し、譲り受けの制限

サキシトキシンの所持、譲り受け、譲り渡しは、化兵法で制限されています。

具体的には、輸入の承認を受けた者（承認輸入者）が使用許可を受けた者（許可使用者）に譲り渡すまでの間所持する場合や、許可使用者が特定物質を使用するまでの間所持する場合等を除いては、サキシトキシンを所持してはならないことが法律で規定されています。（法第15条）

また、承認輸入者が許可使用者に譲り渡す場合、許可使用者が承認輸入者から譲り受ける場合、以外の譲り渡し、譲り受けは制限されています。（法第16条）

承認輸入者が許可使用者にサキシトキシンを譲り渡すときは、許可使用者の使用許可証を確認（法第14条第3項）し、使用許可証の承認輸入者記入欄に所定の事項を記入し、かつ、押印する（施行規則第8条第2項）とともに遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。（法第15条第2項、施行規則第10条、様式第8）

また、所持をするサキシトキシンは、鍵をかけた堅牢な設備内に保管しなければならないことが定められています。（法第16条第2項）

許可された化兵法で規定された場合以外の所持、譲り渡し、譲り受けを行った場合、罰則の対象となりますので、ご注意ください。（法第45条、第46条、第47条等）

③ 運搬

サキシトキシンを運搬するときには、国家公安規則で定めることにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出、運搬証明書の交付を受ける必要があります。

（法第17条）

具体的な手続については、都道府県公安委員会（運搬が2以上の都道府県にわ

たる場合は出発地を管轄する都道府県公安委員会）にご確認ください。

また、サキシトキシンが盗取され、又は所在不明になったときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならないことにご注意ください。

（法第 23 条）

（参考）

「特定物質の運搬の届出等に関する規則」（平成 7 年国家公安委員会規則第 4 号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407M50400000004>

警察庁 HP 生活安全局

<https://www.npa.go.jp/laws/shokanhourei/kisoku.html>

都道府県公安委員会

<https://www.npsc.go.jp/pref/>

（2）化学兵器禁止条約上の手続

化学兵器禁止条約において、サキシトキシンは表 1 剤として規制されています。

条約に基づくサキシトキシンの輸出規制としては、①締約国のみについて可、②第 3 国への再輸出の禁止、③輸出の 30 日前までに化学兵器禁止機関（Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）への通報④前年実績に係る年次申告等があります。（検証附属書第 6 部第 3 項～第 6 項）

また、条約に基づくサキシトキシンの輸入規制としては、①相手国による輸出の 30 日前までに O P C W への通報（相手国が締約国の場合）②前年実績に係る年次申告、等があります。（検証附属書第 6 部第 5 項、第 6 項）

なお、サキシトキシンの移譲が医療・診断目的のもので、5 ミリグラム以下の量の場合は、通報は移譲の 30 日前ではなく、移譲の時期までに行なえばよいことになっています。（検証附属書第 6 部第 5 の 2 項）

また、サキシトキシンの塩は、化兵法上の規制対象ですのでご注意ください。

（参考）経済産業省 HP 化学兵器禁止関連政策 条約関係

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/agreement.html

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律」に係る特定物質の塩について」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/kaheihou_saxitoxin2204.pdf

外務省 HP 化学兵器禁止条約（CWC）締約国・署名国一覧

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/kameikoku.html>

外務省 HP 化学兵器禁止機関（O P C W）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/opcw.html>

質問3：(質問1で新規取得可能で海外購入が不可の場合および既取得機関) 国内で製造許可を受けている機関がSTXを製造し、使用許可を持っている機関へ譲渡・移送する場合の手続きについて教えてください。

(回答)

許可製造者から許可使用者にサキシトキシンを譲り渡すことはできます。(法第15条第1項)

許可製造者が許可使用者にサキシトキシンを譲り渡すときは、許可使用者の使用許可証を確認 (法第14条第3項) し、使用許可証の許可製造者記入欄に所定の事項を記入し、かつ、押印する (施行規則第8条第2項) とともに遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。(法第15条第2項、施行規則第10条、様式第8)

所持をするサキシトキシンは、鍵をかけた堅牢な設備内に保管しなければならないこと、罰則、運搬の手続きについては、輸入の場合と同様です。

質問4：購入や譲渡によりSTXを有することになった機関が、STXを使用・保管するにあたり必要な手続きを教えてください。

(回答)

使用、保管するにあたり必要な手続きは、化学兵器禁止条約及び化兵法をご確認いただく必要がありますが、主なものは以下のとおりです。

- ・使用許可証

使用許可証の有効期限は、12月末までとなりますので、毎年更新手続きが必要となります。また、有効期間満了時又は使用の目的を達成した場合等には使用許可証を返納することが義務付けられています。(法第10条及び施行規則第8条第5項)

- ・使用実績届

使用許可を受けた者(許可使用者)は、許可を受けた特定物質を使用した場合、使用日から2週間以内に使用日から2週間以内に使用日、使用数量等を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられています。(法第21条第2項及び施行規則第14条、様式第14)

- ・立入検査

必要に応じ、立入検査を実施させていただきます。特定物質の保管状況、使用に係る記録の作成状況、許可申請書や届出内容との整合性等の確認等を行います。(法第33条)

(別紙)

貝毒標準品の配付・管理要領

(平成23年度海洋生物毒安全対策事業)

農林水産省消費・安全局
(畜水産安全管理課)

貝毒標準品の配付・管理要領

1. 趣旨

平成23年度海洋生物毒安全対策事業仕様書（以下「仕様書」という。）に定める、

（2）①HPLC分析法等に使用する貝毒標準品の製造及び配付事業（以下「本事業」という。）のうち、貝毒標準品の配付及び管理については、本要領に定めるところによるものとする。

2. 標準品の配付

（1）配付先

配付先機関については、実施要領に記された本事業の目的及び製造される標準品の量が限られることを勘案し、以下の機関とする。

①本事業により標準品の製造を行う機関

②都道府県の指導等を行う研究機関

（（独）水産総合研究センター及び国立医薬品食品衛生研究所）

③本事業の委託先機関（民間団体、大学、地方公共団体等）

④都道府県（③を除く。）の貝毒検査機関（水産試験場及び衛生研究所）

上記以外の機関から要望があった場合については、本事業の目的、在庫状況等を勘案の上、配付の是非について消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）が判断する。

（2）配付の優先順位等

配付の優先順位については、以下の順位を基本とし、標準品の配付本数は、原則として1機関あたり1種類につき1本を上限とする。ただし、配付を希望する機関において特別な事情があり畜水産安全管理課が必要と認める場合は、標準品の在庫数、製造量等を勘案し、配付本数を調整する。

①本事業により標準品の製造を行う機関

②都道府県の指導等を行う研究機関

（（独）水産総合研究センター及び国立医薬品食品衛生研究所）

③本事業の委託先機関（民間団体、大学、地方公共団体等）

④都道府県（③を除く。）の貝毒検査機関（水産試験場及び衛生研究所）

⑤上記以外の機関

（3）配付の指示

（1）の配付先機関から配付希望があった場合、畜水産安全管理課は（2）に従って配付先機関及び配付本数を決定し、本事業の受託者に配付の指示を行うものとする。

3. 標準品の搬送

畜水産安全管理課から配付の指示のあった標準品は、本事業の受託者が搬送するものとする。

(1) 梱包・搬送方法

本事業の受託者は標準品の梱包・搬送の手順に関して文書を作成し、その手順に従い梱包・搬送するものとする。なお、搬送は遮光して冷凍（-18°C以下）の状態で行うこととする。

(2) 受け渡しの確認

搬送元及び配付先機関（搬送先）は、取扱責任者を指定して搬送票（別紙）にて受け渡しの確認を行わなければならない。

4. 標準品の保管・管理

配付された標準品は、配付先機関において、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 保管・管理責任者の指定

配付先機関は、標準品の配付を受けた際、保管・管理を行う責任者を指定して、適切な保管・管理を行わなければならない。

(2) 保管方法

標準品は、遮光して冷凍（-18°C以下）した状態で保管することとする。

(3) 保管場所

標準品は、盜難、紛失防止のため、鍵のかかる場所に保管しなければならない。

(4) 管理方法

標準品の出し入れに際しては、作業者の氏名、日時、標準品の種類及び認識符号、数量、目的を記録し、5年間保管しなければならない。なお、配付された標準品の譲渡は行ってはならない。

(5) 標準品の廃棄

HPLC分析のため溶解（又は解凍）した標準品及び未使用の標準品を廃棄する場合、麻痺性貝毒については1mol/L NaOH等量、下痢性貝毒については6mol/L HCl等量を加え一夜放置した後、廃棄しなければならない。

(6) その他

本要領に定めのない事項については、配付先機関において標準品の取扱いに関する指針等を作成し、安全な保管・管理を行うこととする。

5. 報告

本事業の受託者は、貝毒標準品の配付後遅滞なく、貝毒標準品の種類ごとに、配付先機関名、認識符号、数量について、畜水産安全管理課に報告するものとする。また、追加配付した場合も同様とする。

貝毒分析用標準品の搬送票

麻痺性	Lot. No.	数 量	下痢性	Lot. No.	数 量
GTX1, 2, 3, 4			DTX1		
C1、C2			PTX1		
neoSTX			PTX2		
decarbamoyl -GTX2、3			PTX6		
			YTX		
			OA		
搬送元責任者	平成 年 月 日 (搬送)				印
搬 送 先 機 関					
搬送先責任者	平成 年 月 日 (受領)				印

(3枚綴り)

- ① 本事業の受託者用
- ② 搬送先用
- ③ 本事業の受託者（控）印なし

関東化学株式会社：確認証、譲受証

年 月 日

関東化学株式会社 行

「毒素等」を試験研究用に使用することを確認する証

本品の使用に関して、国民保護法等による生物剤・毒素の適正な取扱いをするために弊社では使用目的等を確認し販売しております。つきましてはお手数ですが、下記項目の記載にご協力下さいますようお願い申し上げます。

製 品 名		
製 品 番 号		
数 量 (容 量 × 本 数)	× 本	
使 用 者 氏 名		印
勤 務 先 住 所		
勤 務 先 名 称		
試 験 ・ 研 究 の 内 容		

* 本確認証はご使用者が試験研究目的でご使用されることを確認するためにのみ使用させて頂きます。

販売店名

年 月 日

関東化学株式会社 行

「毒素等」の譲受証

製 品 名		
製 品 番 号		
数 量 (容 量 × 本 数)	× 本	
販 売 又 は 授 与 の 日	年 月 日	
譲 受 人 氏 名		印
譲 受 人 住 所		
勤 務 先 住 所		
勤 務 先 名 称		

販売店名

H18 年 FDA-STX 入手資料

アメリカ合衆国食品医薬品局（FDA）からのマウス試験法標準サキシトキシン
(STX) 試料入手（平成 18 年）

① 依頼した運送業者

：日本通運（窓口は●●支店 海運課）

② 飛行機便

：米国→成田空港

羽田空港→●●空港

③ 公安委員会関係

：最終的には 成田空港→（陸路）→羽田空港→（空路）→●●空港→（陸路）
→目的地となったため、千葉県公安委員会宛に千葉県公安委員会、東京都公安委員会、●●●公安委員会宛の「特定物質運搬届出書」及び運搬スケジュール等を提出。届出者は知事。

＜参考＞

公安委員会への届出時添付書類

別紙 1 運搬経路

別紙 2 運送人（運行責任者・運転者・同行者）及び運送車の情報

別紙 3 積載方法

別紙 4 運搬要領（各陸路について）・携行資材の名称及び個数

別紙 5 警察機関等への連絡要綱・応急処置要領・非常時等の連絡体制（電話番号入り）

※ これに至るまでに日通と航空会社による調整が長期間行われている。

※ 危険物を国内に持ち込む際には、航空機への積載審査が必要なため、輸入する物質の正式な①品名②数量③UN ナンバー（国連番号）④梱包等級について書面での入手が必要

④ 予算

：資材準備費用、輸入通関費用、保管・移送作業費用として日本通運に￥601,500（消費税 5 %込み）支払ったようである。

＜経済産業省宛てに提出した書類＞

- ・輸入貿易管理令の規定による輸入承認申請書（2通）～知事名による申請
- ・特定物質使用許可番号記載書
- ・STX の保管方法に関する書面
- ・申請者（知事）の申立書
- ・特定物質使用許可証（写し）
- ・FDA からの無償分与に関する書面
- ・外国為替金額算出根拠に関する書面
- ・使用施設のパンフレット

※輸入の承認条件

「特定物質は、輸入承認書の承認後 30 日を経過してから輸入すること」

經濟產業省：化学兵器禁止法施行規則
様式、輸入（承認・割当）申請書、特定物質譲渡し
関係事項記載書、特定物質使用許可番号記載書

様式第1（第2条関係）

製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第4条第1項の許可を受け
たいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

製造をしようとする 事業所の所在地	
製造をしようとする 特定物質	
製造の方法	別添資料のとおり
製造に用いる器具、 機械又は装置	別添資料のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第4条関係）

変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第7条第1項の変更の許可
を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

変更に係る 許可の番号		
変更事項		
変 更 内 容	新	
	旧	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第5条関係）

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第7条第2項（法第7条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る 許可の番号		
変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第6条関係）

製造廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第8条第1項の規定により
次のとおり届け出ます。

廃止に係る 許可の番号	
廃止年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第5（第7条関係）

使用許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

使用をしようとする 特定物質及び数量	
使用の目的	
使用の方法	別添資料のとおり
使用の時期	
使用の場所	
使用をしようとする 特定物質の取得方法	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第8条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

使用許可証

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第1項の規定により特定物質の使用を許可する。

経済産業大臣

印

使用の許可を 受けた者	氏名又は名称及び法人 にあっては代表者の氏名	
	住所	
使用の目的		
使用をしようとする 特定物質及び数量	使用の方法	
使用の場所		
条件		
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

この許可証は、有効期間が満了したとき、有効期間内で使用の目的を達成したとき、若しくは使用の目的を失ったとき、又は許可を取り消されたときは、経済産業大臣に返納しなければならない。

(裏面)
許可製造者又は承認輸入者記入欄

年 月 日	許可製造者又は承認輸入者の氏名又は名称	特 定 物 質	数 量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第8条関係）

使用許可証再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第3項の使用許可証の再交付を申請します。

特定物質及び譲り受けることのできる数量	
再交付を受けようとする許可の番号	
再交付を申請する理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 譲り受けることのできる数量は、使用できる数量からこれまでに譲り受けた数量を除いた数量とすること。

様式第8（第10条関係）

譲渡届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第15条第2項の規定によ
り次のとおり届け出ます。

譲り渡した特定物質及び数量	
譲り渡した年月日	
譲り渡した者	
譲り渡した者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第11条関係）

廃棄届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第18条第2項の規定によ
り次のとおり届け出ます。

廃棄すべき特定物質及び数量	
廃棄しようとする年月日	
廃棄しようとする場所	
廃棄の方法	別添資料のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第12条関係）

許可製造者（許可使用者）地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第20条第2項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人 にあっては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号 (使用許可の番号)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11（第12条関係）

許可製造者（許可使用者）相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣殿

證明者 氏名

住所

次のとおり許可製造者（許可使用者）について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第4条第1項 (法第10条第1項)の許 可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継する者として選定 された者の氏名	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継する者として選定 された者の住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明書は、許可製造者（許可使用者）の地位を承継する者として選
定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第12（第12条関係）

許可製造者（許可使用者）相続証明書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

証明者　氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住　所

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住　所

次のとおり許可製造者（許可使用者）について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第4条第1項 (法第10条第1項)の許可 を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継した者の氏名	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第13（第13条関係）

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第21条第1項の規定によ
り次のとおり届け出ます。

許可の番号		
特定物質		
前年の最大保有量		
製造数量（製造をした 日ごとに記入するこ と。）	日	数量

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届出書は、前年1月1日から12月31日までの製造数量及び
最大保有量を届け出ること。

様式第14（第14条関係）

使用実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第21条第2項の規定によ
り次のとおり届け出ます。

許可の番号		
特定物質		
使用数量（使用をした 日ごとに記入するこ と。）	日	数 量

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 第14条ただし書きに定める場合は、使用の開始の日から終了の日ま
でを記載すること。

様式第15（第16条、第18条関係）

製造等（使用）予定届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第24条第1項、第2項及び第3項（第26条において準用する第24条第1項、第2項及び第3項）の規定により次とおり届け出ます。

製造等（使用）をしようとする事業所の名称					
製造等（使用）をしようとする事業所の所在地					
製造等（使用）をしようとする第一種指定物質					
製造等（使用）をしようとする第一種指定物質の数量	区分※				
	数量	kg			
事業所内の当該第一種指定物質の製造等（使用）施設の数及び位置		数		位置	別添資料のとおり
当該製造等（使用）施設ごとの当該第一種指定物質の製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力		数量	kg	kg	kg
		能力	/年	/年	/年

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 区分については、製造等にあっては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第18条第2項第1号及び第2号の別を記載すること。

様式第16（第16条、第18条、第19条関係）

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第24条第4項（第26条（第27条）において準用する第24条第4項）の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更予定年月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17（第17条、第18条関係）

製造等（使用）実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第25条（第26条において準用する第25条）の規定により次のとおり届け出ます。

製造等（使用）をした事業所の名称					
製造等（使用）をした事業所の所在地					
製造等（使用）をした第一種指定物質					
製造等（使用）をした第一種指定物質の数量 （うち直接輸出入した ものの数量）	区分※				
	数量	（ kg kg ）			
事業所内の当該第一種指定物質の 製造等（使用）施設の数及び位置		数		位置	別添資料のとおり
当該製造等（使用）施設ごとの当該第一種指定物質の製造等（使用）数量及 び製造にあってはその製造能力		数量	kg	kg	kg
		能力	／年	／年	／年

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 区分については、製造等にあっては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第18条第2項第1号及び第2号の別を記載すること。

様式第18（第19条関係）

製造予定届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第27条において準用する第24条第1項、第2項及び第3項の規定により次のとおり届け出ます。

製造をしようとする事業所の名称				
製造をしようとする事業所の所在地				
製造をしようとする第二種指定物質				
製造をしようとする第二種指定物質の数量				
事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置	数		位置	別添資料のとおり
当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量	数量	t	t	t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19（第20条関係）

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第27条において準用する第25条の規定により次のとおり届け出ます。

製 造 を し た 事 業 所 の 名 称				
製 造 を し た 事 業 所 の 所 在 地				
製 造 を し た 第 二 種 指 定 物 質				
製 造 を し た 第 二 種 指 定 物 質 の 数 量				
事 業 所 内 の 当 該 第 二 種 指 定 物 質 の 製 造 施 設 の 数 及 び 位 置	数		位置	別添資料のとおり
当 該 製 造 施 設 ご と の 当 該 第 二 種 指 定 物 質 の 製 造 数 量	数 量	t	t	t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20（第21条関係）

輸出（輸入）実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第28条の規定により次のとおり
届け出ます。

輸出（輸入）をした 指定物質		
第一種、第二種の区分		
輸出（輸入）をした 指定物質の数量 (相手国ごとに記入す ること。)	相 手 国	数 量
		kg

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21（第22条関係）

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第1項の規定により次の
とおり届け出ます。

製造をした事業所の名称		
製造をした事業所の所在地		
事業所において製造をした全ての有機 化 学 物 質 の 総 量 が 属 す る 区 分 (該当する区分に○をつけること。)	1,000トン未満	
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	
事業所内の有機化学物質の製造施設の 数		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該事業所において特定有機化学物質を製造している場合には、それらを
含めたものとして記入すること。

様式第22（第23条関係）

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第2項の規定により次の
とおり届け出ます。

製造をした事業所の名称		
製造をした事業所の所在地		
事業所において製造をした特定有機化学物質のその製造施設ごとの総量が属する区分 〔該当する区分に該当する製造施設の数を記入すること。〕	200トン未満(うち30トン未満)	
	200トン以上1,000トン未満	
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23(第24条関係)

(表 面)

		第 号
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第1項の規定による国際機関検査等立会い証明書 (ID CARD)		
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM		
写 真	押 出 ス タ ン プ	官職及び氏名 (NAME) 年 月 日 生 (DATE of BIRTH) 年 月 日 発行 (DATE of ISSUE) 発行者
		印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜き

第30条第1項 国際機関の指定する者は、経済産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合にあっては、経済産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員)の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

第30条第3項 第1項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査が化学兵器禁止条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第30条第1項の規定による検査、撮影若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第23の2 (第24条関係)

(表 面)

		第 号
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第1項の規定による国際機関検査等立会い証明書 (ID CARD)		
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM		
写 真	所属及び氏名 (NAME) 年 月 日 生 (DATE of BIRTH) 年 月 日 発行 (DATE of ISSUE) 発行者	押 出 ス タ ン プ
		印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜き

第30条第1項 国際機関の指定する者は、経済産業大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあっては、経済産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員）の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

第30条第5項 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第1項の規定による検査等に立ち会わせることができる。

第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第30条第1項の規定による検査、撮影若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第24（第25条関係）

取　　去　　証

住　　所

氏名又は名称

取　去　場　所

品名及び数量

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定
により収去する。

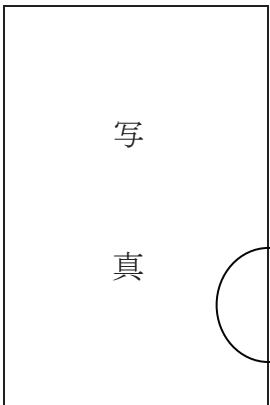
年　　月　　日

官職　氏　　名　　印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合にあって
は、官職に代えその所属を記載すること。

様式第25 (第26条関係)

(表 面)

第 号		
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査証		
		官職及び氏名
写	押 出 ス タ ン プ	年 月 日 生
真		年 月 日 発行
発 行 者		

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい
第33条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

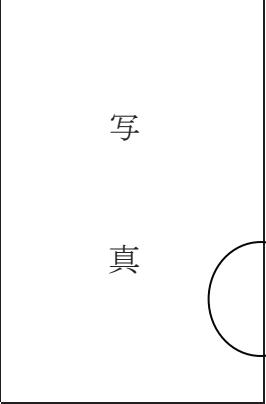
第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

九 第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第25の2（第26条関係）

（表 面）

第 号			
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査証			
<p>写 真</p> 	所属及び氏名		
	年	月	日生
	年	月	日発行
	発 行 者		
			印

（裏 面）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい		
第33条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。		
第33条第4項 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項の規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。		
第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。		
九 第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第26（第27条関係）

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 一条第一項の規定による申請（又は届出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. フレキシブルディスクに記録された事項
2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 法令の条項については、当該申請（又は届出）の適用条文名を記載すること。
3. 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4. 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（又は届出）の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
5. 該当事項がない欄は、省略すること。

様式第27（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第4条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造許可申請書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第4条第2項
【様式番号】001
【製造をしようとする事業所の所在地】
【製造をしようとする特定物質】
【製造の方法】
【製造に用いる器具、機械又は装置】
【添付情報】
【添付資料】
(製造工程)
(器具、機械又は装置の仕様)
(保管方法)
(欠格事由に該当しないことの説明)
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 1行は36字詰めとすること。
- 2 「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。
- 3 文字は日本産業規格X0208で定められている図形文字並びにX0211で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。
ただし、「【」（日本産業規格X0208区点番号（以下「区点番号」という。）1-58）、「】」（区点番号1-59）、「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）を用いるときを除く。）。

日本産業規格X0208で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその

読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号2-5）、後ろに「▼」（区点番号2-7）を付すこと。

- 4 「<」、「>」又は「<」及び「>」によって囲まれた欄名は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 5 「【様式番号】」の欄には、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 6 文字の符号化表現は、日本産業規格X0208附属書1で定められている方式を用いること。

様式第28（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第7条第1項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】変更許可申請書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第7条第1項
【様式番号】002
【変更に係る許可の番号】
【変更内容情報】
【変更事項】
【変更内容・新】
【変更内容・旧】
【添付情報】
【添付資料】
(製造工程)
(器具、機械又は装置の仕様)
</PRE></BODY></HTML>
```

(備考)

様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第29（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第7条第2項（第3項）</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】変更届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第7条第2項（第3項）
【様式番号】003
【変更に係る許可の番号】
【変更内容情報】
【変更事項】
【変更内容・新】
【変更内容・旧】
【変更年月日】
【添付情報】
【添付資料】
（製造工程）
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第30（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第8条第1項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造廃止届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第8条第1項
【様式番号】004
【廃止に係る許可の番号】
【廃止年月日】
</PRE></BODY></HTML>
```

(備考)

様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第31（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第10条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】使用許可申請書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第10条第2項
【様式番号】005
【使用をしようとする特定物質及び数量】
【使用の目的】
【使用の方法】
【使用の時期】
【使用の場所】
【使用をしようとする特定物質の取得方法】
【添付情報】
【添付資料】
(使用の方法)
(保管方法)
(欠格事由に該当しないことの説明)
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【使用をしようとする特定物質及び数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第32（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第10条第4項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】使用許可証再交付申請書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第10条第4項
【様式番号】007
【特定物質及び譲り受けることのできる数量】
【再交付を受けようとする許可の番号】
【再交付を申請する理由】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【特定物質及び譲り受けることのできる数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 譲り受けることのできる数量は、使用できる数量からこれまでに譲り受けた数量を除いた数量とすること。
- 3 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第33（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第15条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】譲渡届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第15条第2項
【様式番号】008
【譲り渡した特定物質及び数量】
【譲り渡した年月日】
【譲り渡した者】
【譲り渡した者の使用許可の番号】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【譲り渡した特定物質及び数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第34（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第18条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】廃棄届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第18条第2項
【様式番号】009
【廃棄すべき特定物質及び数量】
【廃棄しようとする年月日】
【廃棄しようとする場所】
【廃棄の方法】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【廃棄すべき特定物質及び数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第35（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第20条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】許可製造者（許可使用者）地位承継届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
  【氏名又は名称】
  【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第20条第2項
【様式番号】010
【承継の原因】
【被承継者情報】
  【被承継者の氏名又は名称】
  【被承継者の住所】
【承継に係る製造許可の番号（使用許可の番号）】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【被承継者の氏名又は名称】」の欄には、法人にあっては、名称を記録し、「【被承継者の氏名又は名称】」の欄の次に「【被承継者の代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。
- 2 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第36（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第21条第1項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造実績届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第21条第1項
【様式番号】013
【許可の番号】
【特定物質】
【製造数量】
【前年の最大保有量】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【製造数量】」の欄及び「【前年の最大保有量】」の欄には、前年1月1日から12月31日までの製造数量及び最大保有量を、日本産業規格X0201で定められている文字を用いて記録すること。
- 2 二以上の特定物質を製造した場合には、「【特定物質】」の欄にそれぞれの特定物質の名称を記録するとともに、その順に、「【製造数量】」及び「【前年の最大保有量】」の欄に当該特定物質に係る数値を記録すること。
- 3 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第37（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第21条第2項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】使用実績届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第21条第2項
【様式番号】014
【許可の番号】
【特定物質】
【使用数量】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【使用数量】」の欄には、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 二以上の特定物質を使用した場合には、「【特定物質】」の欄にそれぞれの特定物質の名称を記録するとともに、その順に、「【使用数量】」の欄に当該特定物質に係る数値を記録すること。
- 3 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第38（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第24条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造等（使用）予定届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第24条第1項、第2項及び第3項（第26条において準用）
【様式番号】015
【製造等（使用）をしようとする事業所の名称】
【製造等（使用）をしようとする事業所の所在地】
【製造等（使用）をしようとする第一種指定物質】
【製造等（使用）をしようとする第一種指定物質の数量】
    (区分)
    (数量)      kg
【事業所内の当該第一種指定物質の製造等（使用）施設の数及び位置】
    (数)
    (位置) 別添資料のとおり
【施設ごとの製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力】（当該製造等（使用）施設ごとの当該第一種指定物質の製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力）


| 数 量 | kg | kg | kg |
|-----|----|----|----|
| 能 力 | ／年 | ／年 | ／年 |


【添付情報】
【添付資料】
    (製造等工程（製造にあっては、その製造能力の計算方法を含む。）)
</PRE></BODY></HTML>
```

(備考)

- 1 「【製造等（使用）をしようとする第一種指定物質の数量】」の「（区分）」の欄には、製造等にあっては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第18条第2項第1号及び第2号の別を記録すること。
- 2 「【製造等（使用）をしようとする第一種指定物質の数量】」及び「【施設ごとの製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力】」の「数量」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 3 「【事業所内の当該第一種指定物質の製造等（使用）施設の数及び位置】」の「（数）」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 4 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第39（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第24条第4項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】変更届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第24条第4項（第26条及び第27条において準用）
【様式番号】016
【変更内容情報】
【変更事項】
【変更内容・新】
【変更内容・旧】
【変更予定年月日】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第40（第27条関係）

<HTML>

<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第25条</TITLE></HEAD>

<BODY><PRE>

【書類名】製造等（使用）実績届出書

【提出日】

【あて先】経済産業大臣殿

【提出者情報】

【氏名又は名称】

【住所】

【適用条文】化学兵器禁止法第25条（第26条において準用）

【様式番号】017

【製造等（使用）をした事業所の名称】

【製造等（使用）をした事業所の所在地】

【製造等（使用）をした第一種指定物質】

【製造等（使用）をした第一種指定物質の数量】

（区分）

（数量） kg

（うち直接輸出入したものの数量） kg

【事業所内の当該第一種指定物質の製造等（使用）施設の数及び位置】

（数）

（位置）別添資料のとおり

【施設ごとの製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力】（当該製造等（使用）施設ごとの当該第一種指定物質の製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力）

数 量	kg	kg	kg
能 力	／年	／年	／年

【添付情報】

【添付資料】

（製造等工程（製造にあっては、その製造能力の計算方法を含む。））

</PRE></BODY></HTML>

（備考）

1 「【製造等（使用）をした第一種指定物質の数量】」の欄の「（区分）」の欄に

- は、製造等にあっては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第18条第2項第1号及び第2号の別を記録すること。
- 2 「【製造等（使用）をした第一種指定物質の数量】」の欄の「（数量）」の欄及び「【施設ごとの製造等（使用）数量及び製造にあってはその製造能力】」の欄の「数量」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いて記録すること。
- 3 「【事業所内の当該第一種指定物質の製造等（使用）施設の数及び位置】」の欄の「（数）」の欄の数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 4 様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第41（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第27条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造予定届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第27条において準用する第24条第1項、第2項及び第3項
【様式番号】018
【製造をしようとする事業所の名称】
【製造をしようとする事業所の所在地】
【製造をしようとする第二種指定物質】
【製造をしようとする第二種指定物質の数量】 t
【事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置】
(数)
(位置) 別添資料のとおり
【当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量】


|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 数　量 | t | t | t |
|-----|---|---|---|


【添付情報】
【添付書類】
(製造工程)
</PRE></BODY></HTML>
```

(備考)

- 1 「【製造をしようとする第二種指定物質の数量】」の欄及び「【当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 「【事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置】」の欄の「(数)」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 3 様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第42（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第27条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造実績届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第27条において準用する第25条
【様式番号】019
【製造をした事業所の名称】
【製造をした事業所の所在地】
【製造をした第二種指定物質】
【製造をした第二種指定物質の数量】 t
【事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置】
(数)
(位置) 別添資料のとおり
【当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量】


|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 数量 | t | t | t |
|----|---|---|---|


【添付情報】
【添付資料】
(製造工程)
</PRE></BODY></HTML>
```

(備考)

- 1 「【製造をした第二種指定物質の数量】」の欄及び「【当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量】」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 2 「【事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置】」の欄の「(数)」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 3 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第43（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第28条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】輸出（輸入）実績届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第28条
【様式番号】020
【輸出（輸入）をした指定物質】
【第一種、第二種の区分】
【輸出（輸入）をした指定物質の数量】（相手国ごとに記入すること。）


|     |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|
| 相手国 |    |    |    |    |
| 数 量 | kg | kg | kg | kg |


</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【第一種、第二種の区分】」の欄には、「第一種」又は「第二種」の別を記録すること。
- 2 「【輸出（輸入）をした指定物質の数量】」の欄の「（数量）」の欄に記録する数値は、日本産業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 3 その他は、様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第44（第27条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第29条第1項</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】製造実績届出書
【提出日】
【あて先】経済産業大臣殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】化学兵器禁止法第29条第1項
【様式番号】021
【製造をした事業所の名称】
【製造をした事業所の所在地】
【事業所において製造した全ての有機化学物質の総量が属する区分】
(該当する区分に○をつけること。)


|                       |  |
|-----------------------|--|
| 1, 000トン未満            |  |
| 1, 000トン以上10, 000トン以下 |  |
| 10, 000トン超            |  |


【事業所内の有機化学物質の製造施設の数】
</PRE></BODY></HTML>
```

（備考）

- 1 「【事業所内の有機化学物質の製造施設の数】」の欄には、当該事業所において特定有機化学物質を製造している場合には、それらを含めたものとして記入すること。
- 2 様式第27の備考1から6までと同様とすること。

様式第45（第27条関係）

<HTML> <HEAD><TITLE>化学兵器禁止法第29条第2項</TITLE></HEAD> <BODY><PRE>	
【書類名】製造実績届出書	
【提出日】	
【あて先】経済産業大臣殿	
【提出者情報】	
【氏名又は名称】	
【住所】	
【適用条文】化学兵器禁止法第29条第2項	
【様式番号】022	
【製造をした事業所の名称】	
【製造をした事業所の所在地】	
【事業所において製造をした特定有機化学物質のその製造施設ごとの総量が属する区分】（該当する区分に該当する製造施設の数を記入すること。）	
200トン未満（うち30トン未満）	
200トン以上1,000トン未満	
1,000トン以上10,000トン以下	
10,000トン超	

</PRE></BODY></HTML>

（備考）

様式第27の備考1から6までと同様とすること。

別 紙1

特定物質譲渡し関係事項記載書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質については、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり譲り渡します。

譲り渡す特定物質及び数量	
譲り渡す年月日	
譲り渡す者	
譲り渡す者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

別 紙2

特定物質使用許可番号記載書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所

輸入承認申請書商品名欄に記載された特定物質の使用について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第10条第1項の規定により受けた許可の番号は次のとおりです。

使用許可の番号	
---------	--

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

輸入（承認・割当）申請書

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____

住 所 _____ 資 格 _____

電 話 番 号 _____ 申請年月日 _____

次の $\left(\begin{array}{l} \triangle \text{輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項} \\ \triangle \text{輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項} \end{array} \right)$ の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
備 考					

II 輸入割当

※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を 割り当てる • 割り当てない • 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定
上記「I 申請の明細」欄中 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※延長後有効期間満了日 _____
※承認番号 _____
※有効期間満了日 _____

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する • 承認しない • 次の条件を付して承認する

※条 件

経済産業大臣の記名押印（輸入割当）

経済産業大臣又は税關長の記名押印（輸入の承認）

日 付 _____

日 付 _____

資 格 _____

資 格 _____

記名押印 _____

記名押印 _____

(裏面)

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通関（輸入承認関係）

税関申告番号及び 申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税關押印

3 ※銀行等又は資金移動業者の記載欄（輸入承認関係）

送金年月日	金額	銀行等又は資金移動業者確認欄

注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。

(2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。

(3) 用紙の大きさは、A4列4番とすること。

(4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。